

浜松市協働センターに設置する図書に関する管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市協働センター条例(平成24年浜松市条例第74号。以下「条例」という。)で規定する浜松市協働センター(条例第3条第1項の舞阪協働センター等及び浜松市中部協働センターを除く。以下「センター」という。)に設置する図書に関する業務について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 センターは必要に応じ、図書室(図書コーナーを含む。以下同じ。)を設置することができる。

(図書の施設内閲覧)

第3条 センターに備え付けの図書(以下「図書」という。)をセンター内で閲覧しようとする者は、図書室で閲覧しなければならない。

(図書のセンター外貸出)

第4条 協働センター所長は、浜松市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者に対して、図書の貸出し(以下「センター外貸出し」という。)を行うことができる。

(貸出申込書の提出)

第5条 センター外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出申込書を協働センター所長に提出しなければならない。

(貸出券)

第6条 協働センター所長は、前条に規定する貸出申込書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、貸出券を交付する。

2 貸出券の有効期間は、発行の日から5年間とする。

3 貸出券の交付を受けた者は、これを必要としなくなったときは、遅滞なく協働センター所長に返納しなければならない。

4 貸出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 貸出券の交付を受けた者は、貸出券を紛失したとき又は貸出申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく協働センター所長に届け出なければならない。

(貸出手続)

第7条 貸出券の交付を受けた者は、センター外貸出しを受けるときは、貸出券を係員に提示しなければならない。

2 図書のセンター外貸出冊数は6冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、

協働センター所長が必要あると認めるときは、この限りでない。

(細則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に廃止前の浜松市立公民館条例施行規則（平成 1 7 年浜松市教育委員会規則第 5 0 号。）の規定により次の表の左欄に掲げる浜松市立公民館において貸出券の交付を受けた者は、それぞれ同表の右欄に掲げる協働センターにおいて第 6 条の規定により貸出券の交付を受けた者とみなす。

浜松市立東部公民館	浜松市東部協働センター
浜松市立富塚公民館	浜松市富塚協働センター
浜松市立高台公民館	浜松市高台協働センター
浜松市立西部公民館	浜松市西部協働センター
浜松市立佐鳴台公民館	浜松市佐鳴台協働センター
浜松市立北部公民館	浜松市北部協働センター
浜松市立県居公民館	浜松市県居協働センター
浜松市立南部公民館	浜松市南部協働センター
浜松市立曳馬公民館	浜松市曳馬協働センター
浜松市立蒲公民館	浜松市蒲協働センター
浜松市立天竜公民館	浜松市天竜協働センター
浜松市立長上公民館	浜松市長上協働センター
浜松市立笠井公民館	浜松市笠井協働センター
浜松市立積志公民館	浜松市積志協働センター
浜松市立神久呂公民館	浜松市神久呂協働センター
浜松市立入野公民館	浜松市入野協働センター
浜松市立伊佐見公民館	浜松市伊佐見協働センター
浜松市立和地公民館	浜松市和地協働センター
浜松市立庄内公民館	浜松市庄内協働センター
浜松市立篠原公民館	浜松市篠原協働センター
浜松市立南陽公民館	浜松市南陽協働センター
浜松市立五島公民館	浜松市五島協働センター
浜松市立白脇公民館	浜松市白脇協働センター
浜松市立新津公民館	浜松市新津協働センター

浜松市立可美公民館	浜松市可美協働センター
浜松市立三方原公民館	浜松市三方原協働センター
浜松市立都田公民館	浜松市都田協働センター
浜松市立三ヶ日公民館	浜松市三ヶ日協働センター
浜松市立北浜南部公民館	浜松市北浜南部協働センター
浜松市立浜名公民館	浜松市浜名協働センター
浜松市立中瀬公民館	浜松市中瀬協働センター
浜松市立麩玉公民館	浜松市麩玉協働センター
浜松市立二俣公民館	浜松市二俣協働センター